

社 会 福 祉 法 人 錦 江 会
湯之里園デイサービスセンター運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人錦江会が開設する社会福祉法人錦江会湯之里園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業及び介護予防通所介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護従業及び介護予防介護事業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 指定通所介護及び介護予防通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止及び要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。又、利用者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図っていく
2. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 社会福祉法人錦江会湯之里園デイサービスセンター
2. 所在地 鹿児島県指宿市東方828番地ロ

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

1. 管 理 者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 通所介護従事者

生活相談員 2名以上・・・社会福祉主事等（事業所の職員の管理及び業務の管理を行う。）

看護職員 1名以上・・・看護師（利用者の心身の状況等を的確には把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、送迎等その他必要な業務の提供にあたる。）

介護職員 6名以上・・・介護福祉士等（利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、送迎等その他必要な業務の提供にあたる。）

機能訓練指導員 1名以上・・・看護師・マッサージ師（個別機能訓練計画を作成し、日常生活の維持向上に必要な訓練指導、助言を行う。）

管理栄養士 1名以上（常勤兼務）（献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、調理員の指導等の食事業務全般及び栄養指導に従事する。）

従業者は、指定通所介護、指定予防通所介護の業務にあたる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び介護予防通所介護の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

3. 事務職員 1名以上（必要な事務を行う。）
事務所の経理の事務等を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 日曜日を除き毎日とする。ただし、特別な場合は日曜日営業する場合もある。
2. 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。（利用者の希望により延長可能である）
サービス提供時間 午前9時15分から午後4時25分までとする。

第6条（指定通所介護及び介護予防通所介護の利用定員）

当該事業所における介護予防通所介護を含む指定通所介護の利用定員は40名とする。

第7条（通所介護及び介護予防通所介護計画の作成）

1. 事業所は、居宅サービス計画書等がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状況に応じた当該サービスの通所介護及び介護予防通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明し同意を得ること。
2. 作成した通所介護及び介護予防通所介護計画は利用者に交付すること。
3. 事業所は、通所介護及び介護予防通所介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価、記録を行うものとする。

第8条（事業の内容並びに利用料等）

1. 事業所が行う事業の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 指定通所介護
 - (2) 介護予防通所介護
 - (3) 機能訓練
 - (4) 食事の提供
 - (5) 栄養ケアマネジメント
 - (6) 口腔ケア
 - (7) 入浴介助
 - (8) 送迎
 - (9) その他通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づく支援
2. 事業所が指定通所介護及び介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

指定通所介護及び介護予防通所介護利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

第9条（その他の費用）

1. 食材費＋調理費相当分
1食当たり 510円
2. おむつ代 実費
3. その他利用者が負担すべき費用
実費相当分
1～3を徴収する場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第10条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は指宿市の区域とする。

第11条（サービスにあたっての留意事項）

1. サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨申し出ること。
2. サービスの提供を受けようとする利用者は、機能訓練の器具を取扱う際は、従業者の指示に従うこと。

第12条（緊急時における対応方法）

指定通所介護及び介護予防通所介護従業者等は、通所介護及び介護予防通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第13条（非常災害対策）

非常災害に関しては、社会福祉法人錦江会湯之里園で定めてある消防計画によるものとし、利用者の安全を最優先に確保する。

第14条（その他運営についての留意事項）

1. 通所入浴介護職員の研修

介護職員等の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、そのための業務体制を整備する。

- イ) 採用時研修 採用後
- ロ) 継続研修 1ヶ月以上

2. 秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第15条（個人情報の保護）

従業者は、法令に基づき適切な個人情報の管理・保護に努め、必要な場合利用者及びその家族の同意を得て居宅介護支援事業において適正に必要な個人情報を取り扱うことが出来るものとする。

第16条（虐待の防止の措置に関する事項）

1. 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一. 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二. 虐待の防止のための指針を整備する。

三. 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために、研修計画を定める。

四. 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ速やかに通報するとともに、再発防止策を講じる。

第17条（苦情処理）

1. 提供した指定通所介護及び介護予防通所介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、

苦情相談窓口の利用など、必要な措置を講じるものとする。

2. 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録すること。
3. 市町村及び国保連の調査に協力し、指導・助言等があればそれに従って改善する。
4. 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善内容を市町村及び国民健康保険団体連合会に報告すること。

第18条（事故発生時の対応）

1. 本事業所は、利用者に対する指定通所介護及び介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
2. 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
3. 本事業所は、利用者に対する指定通所介護及び介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
4. 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第19条（記録の整備）

1. 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備すること。
2. 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存すること。
 - (1) 通所介護計画
 - (2) 介護予防通所介護計画
 - (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 市町村への通知に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

第20条（その他運営に関する重要事項）

1. 指定通所介護及び介護予防通所介護の会計は、他の会計と区別し、毎年4月1日から3月31日までの会計期間とする。
2. 指定通所介護及び介護予防通所介護の運営規程の概要、介護職員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
3. 事業者は、サービス提供を利用者に強要又は、サービス提供事業者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
4. 指定通所介護及び介護予防通所介護事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。
又、居宅サービス計画、サービス担当者会議等に関する記録整備を完結の日から5ヶ年保存しなければならない。

付 則 この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成15年4月1日から施行する。（支援費制度開始に伴う改正のため）

この規程は平成15年9月1日から施行する。(利用定員増のため)

この規程は平成17年10月1日から施行する。(実費負担額改正のため)

この規程は平成19年4月1日から施行する。(居宅介護支援事業廃止のため)

この規程は平成19年12月1日から施行する。

この規程は平成25年10月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は令和5年3月1日から施行する。

この規程は令和6年3月1日より施行する。(第2条運営の方針及び第16条虐待の防止の措置に関する事項の追加)